

平成 31 年 1 月 9 日

利用団体 各位

国立江田島青少年交流の家
所 長 坪 内 孝 治

消費税引き上げに伴う施設使用料金等の改定について（お知らせ）

日頃より，当施設の運営に御理解を賜り，誠にありがとうございます。

さて，施設使用料金等（以下，「施設使用料金」という。）については，平成 28 年 8 月 24 日の閣議決定において，「消費税率の 10%への引き上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とする。」とされていることから，消費税率の引き上げが実施された場合には，施設使用料金の改定を予定いたしております。

なお，具体的な施設使用料金につきましては，改めて当施設 HP においてお知らせする予定です。

今後とも当交流の家では，利用団体の皆様の体験・研修活動がさらに充実したものとなるよう，職員一同で支援に努めてまいりますので，引き続きよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

国立江田島青少年交流の家 事業推進係

TEL：0823-42-0660

FAX：0823-42-0664

E-mail：etajima-suishin@niye.go.jp